

令和4年4月8日

保護者 様

関西高等学校
校長 藤原 佳市

学校での新型コロナウイルス感染症対策について

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

さて、国内においては依然として新型コロナウイルス感染症が流行しており、岡山県でも10代以下の新規感染者の割合は、高校生も含めまだまだ高い状態が続いています。本校では学校における新型コロナウイルス感染症対策として、以下に記載した内容で行っておりますので、ご家庭におかれましても内容をご確認の上、オミクロン株の特性も踏まえて適切に対応して頂きますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症につきましては、個別の対応が必要なことが生じることもございます。その場合は学校までご連絡頂きますよう、よろしく願いいたします。

なお今後の対応については、感染拡大状況に伴い変更する場合がありますが、ご了承ください。

1 マスクの着用について

- ・生徒、教員間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、**生徒は登下校時（特に公共交通機関利用等）や校内ではマスクを着用してください。**ただし、十分な身体的距離が確保出来る場合や、これから夏季にむけて気温や湿度が高く、熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合は、熱中症等への対応を優先させ、マスクを外す等の適切な対応をしてください。

2 登校前の健康観察の実施の徹底（生徒本人および同居家族）と出席停止について

- ・**毎朝、登校前に必ず検温し、健康観察をしてください。生徒本人及び同居のご家族に発熱、風邪の症状（頭痛、倦怠感、咽頭痛、咳等）がある場合は、登校をしないでください。**
- ・学校が指定する健康観察入力フォームに毎日の体温、健康状態等を記録してください。（授業日は朝のSHRで担任からも入力の指示があります。）登校時には、担任が生徒のご家庭での健康観察結果を確認いたします。また、登校後、発熱や咳等の風邪の症状が出た場合は別室で待機し、保護者様に連絡の上、帰宅することとなりますので、学校からの連絡やお迎え等に速やかに対応していただきますようお願いいたします。**学校での感染拡大予防の観点から、明らかな発熱や、発熱がなくても頭痛、倦怠感、咽頭痛、咳等の風邪症状がある場合、かかりつけ医にご相談の上、早めに病院を受診してください。**

- ・ 自宅で休養した場合の出欠につきましては、『新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票』（HPダウンロード可）を担任に提出することにより、出席停止の扱いとします。連絡票の提出が無い場合は欠席扱いとなります。4日以上風邪等の症状で出席停止の措置をとる場合はかかりつけ医にご相談の上、必ず病院を受診してください。

3 新型コロナワクチンの接種に伴う出席停止について

(1) 新型コロナワクチンの接種日について

期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等で、やむを得ず授業時間内に医療機関等でワクチン接種を受ける場合は、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合など校長が出席しなくても良いと認めた場合」に該当すると判断し、出席停止の扱いとします。

(2) ワクチン接種後の副反応が出た場合の出欠の取扱いについて

副反応であるかに関わらず、接種後、発熱等の風邪の症状がみられる時には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の扱いとします。また、発熱等の風邪の症状以外がみられる場合についても適切に対応いたします。

(1) (2) のいずれについても、『新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票』の「生徒本人に発熱等の風邪の症状がみられる」や「その他」の欄に『新型コロナワクチン接種日』等をご記入の上、担任まで提出していただくことで、出席停止の扱いとして対応いたします。

※2.3 より新型コロナウイルス感染症にかかわる出席停止の取り扱いは次のとおりです。

【出席停止となる事由】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 医療機関等において、新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症患者と接触があり、濃厚接触者と特定された<input type="checkbox"/> 生徒本人に発熱等の風邪の症状がみられる<input type="checkbox"/> 同居家族に発熱等の風邪の症状がみられる<input type="checkbox"/> 基礎疾患等があるため主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症に関し、保護者の申し出を受け、登校を取りやめる事が特に必要であると校長が認める場合<input type="checkbox"/> その他（ 例：新型コロナワクチン接種日 副反応による発熱 等 ） |
|--|

4 学校生活（登下校時含む）において特に感染リスクが高く注意が必要な場合

- ・学校での飲食について、飛沫を飛ばさないような席に座り、会話を控える等の工夫をしてください。飲食の前後に会話をする場合は、必ずマスクを着用してください。
- ・登下校中にコンビニエンスストアや飲食店等に立ち寄り、集団で飲食することのないよう注意してください。

5 学校への連絡を緊急に要する場合

- ・本人又は同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ・本人又は同居家族がPCR検査を受けた場合、または受ける予定となった場合
- ・本人又は同居家族が保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合等

6 新型コロナウイルスに感染した場合

- ・PCR検査を受けた結果、新型コロナウイルスに感染した（陽性）と診断された場合、医療機関や保健所の指示に従い、療養、治療に専念してください。出席停止期間は「治癒するまで」となります。再登校する時期（日）については医療機関や保健所の指示に従ってください。尚、その際、『新型コロナウイルス感染症（疑い含む）』についての出席停止連絡票』を提出してください。
- ・学校での濃厚接触者等の特定のため、学校から聞き取り調査等を行う場合がありますが、その際は調査にご協力いただきますようお願いいたします。

7 定期健康診断について

- ・生徒の定期健康診断について、本年度は例年通り6月末日までに実施予定です。安全な学校生活を送る上で特に重要であることや就職や諸証明に必要であることから、流行状況等を踏まえて実施を順次していきたいと考えております。実施につきましては、感染予防に十分配慮して行いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。